

事業者のみなさま!

消費税

しょうひぜいてんかきよひ

転嫁拒否

セルフチェック



昨年10月の消費税率引上げに伴い、消費税の転嫁拒否行為への注意が必要です。

以下は懸念される違反行為の事例です。

セルフチェックで、消費税の転嫁対策をはじめましょう。

消費税率引上げ後も税込価格を据え置いた。



違反

消費税率の引上げ分を差し引いて支払った。



違反

消費税率引上げに伴い安売りセールを実施するため、仕入価格を据え置いた。



違反

販売する食品の税率は8%のままなので10%適用商品の仕入価格を据え置いた。



違反

平成25年10月から平成31年3月末までの5年半の間で、消費税転嫁拒否行為に対する

指導・勧告件数は、累計 **4,710件** にも上ります。

税率が引き上げられる今だからこそ、改めてご自身の業務をご確認ください。

消費税の転嫁拒否は、法律違反

消費税率の引上げにあたり消費税の転嫁を拒む行為は、「消費税転嫁対策特別措置法」で禁止されています。公正取引委員会では、様々な情報収集活動によって、立入検査等の調査を実施。違反行為が認められた場合は、指導・勧告を行います。



書面調査にご協力を!

秘密 厳守

消費税転嫁拒否行為を受けたら、すぐ相談
Tel. 098-866-0034



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

沖縄総合事務局

情報提供者の保護に万全を尽くします。

消費税転嫁対策 特設 <https://www.jftc.go.jp/tenkatsaisaku/uketukemadogutu.html>

～ 美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

<http://www.ogb.go.jp/>

広報誌【群星】に対する「皆様の声」をお待ちしています。